

砺波市合併15周年記念冠事業取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、砺波市合併15周年に当たり、市民一人一人が本市の更なる発展を目指し、活気あふれる元気なまちづくりを進めていく雰囲気醸成を目的として実施される事業のうち、その名称に記念事業である旨を冠として付したものの(以下「冠事業」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 冠事業の対象となる事業は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの期間に、砺波市合併15周年を記念して実施される事業のうち、次の各号をすべて満たすものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 砺波市内で実施され、砺波市合併15周年の機運を盛り上げるもので、かつ、本市の持つ魅力を市内外に情報発信できるものであること。
- (2) 市、市の行政委員会若しくは市が出資する公益法人、市の振興若しくは公共的活動を目的として結成された市内に活動拠点を置く団体、市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する者が実施するものであること。
- (3) 実施者が実施費用を負担するものであること。
- (4) 営利目的の宣伝又は広告活動に用いるものでないこと。ただし、市の振興に寄与すると認められるときは、その限りでない。
- (5) 個人の宣伝又は広告活動に用いるものでないこと。
- (6) 特定の思想、宗教等を助長し、又は圧迫するものでないこと。
- (7) 特定の政党、政治上の主義を支持し、又は反対するものでないこと。
- (8) 法令や公序良俗に反しないもの、又はそのおそれのないものであること。
- (9) 専ら収益事業に類するものではなく、かつ、入場料等が適当であること。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

(事業の名称に付する冠)

第3条 事業の名称に付する冠は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 砺波市合併15周年記念
- (2) 砺波市合併15周年記念事業
- (3) 祝砺波市合併15周年
- (4) 前各号のほか、市長が特に認めたもの

(事業の申請)

第4条 冠事業を実施しようとする者(以下「申請者」という。)は、砺波市合併15周年記念冠事業承認申請書(様式第1号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市、市の行政委員会又は市が出資する公益法人、市

の振興若しくは公共的活動を目的として結成された市内に活動拠点を置く団体が実施する事業であって、あらかじめ市長が認めた事業については、申請を省略することができる。

(事業の承認等)

第5条 市長は、前条の規定により申請があった場合において、その内容を審査し、冠事業として承認又は不承認を決定したときは、砺波市合併15周年記念冠事業承認(不承認)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により承認した冠事業には、次の各号に掲げる特典を付与するものとする。

- (1) 事業の名称に冠を付することの許可
- (2) 事業実施における砺波市の後援等名義の使用の承認
- (3) シンボルキャラクターマークの使用の承認
- (4) 広報となみ及び市ホームページへの広報記事の掲載

(事業中止等の届出)

第6条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「事業者」という。)は、事業の中止又は事業内容等を変更する場合は、砺波市合併15周年記念冠事業変更(中止)申請書(様式第3号)により速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(承認の取消し)

第7条 第5条第1項の規定により承認した冠事業が、第2条各号をすべて満たすものでないことが判明した場合は、市長は、承認を取り消すものとする。

2 前項の規定による冠事業の承認の取消しにより、事業者に損害が生じた場合であっても、市は、その損害を賠償する責めを負わない。

(実績報告)

第8条 事業者は、冠事業終了後30日以内に砺波市合併15周年記念冠事業実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(紛争の解決)

第9条 事業者は、冠事業に関して第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとし、市は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

(冠事業の取扱いに関する事務)

第10条 冠事業の取扱いに関する事務は、企画総務部総務課が行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、冠事業の取扱いに関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条から第11条までの規定は、その失効後も、なお従前の例による。

（砺波市後援等名義使用承認基準及び砺波市シンボルキャラクターマーク使用取扱要綱の特例）

- 2 第5条第2項第2号に掲げる承認については、砺波市後援等名義使用承認基準の規定に基づく承認と、同項第3号に掲げる承認については、砺波市シンボルキャラクターマーク使用取扱要綱（平成22年砺波市告示第8号）の規定に基づく承認とみなす。